

再考・大国主神の性格

一 大国主神の異称とオホナムチの意義

大国主神が多くの称号を併有していることは、『古事記』上巻に、

大国主神、亦の名は大穴牟遲神と謂ひ、亦の名は葦原色許男神と謂ひ、亦の名は八千矛神と謂ひ、亦の名は宇都志国玉神と謂ひ、併せて五つの名有り。

と五つの名称を記し、『日本書紀』第八段第六の一書には、

大国主神、亦の名は大物主神、亦は国作大己貴命と号す。亦は葦原醜男と曰す。亦は八千戈神と曰す。亦は大國玉神と曰す。亦は頭國玉神と曰す。

と七つの呼び名を掲げ、『古語拾遺』には、

大己貴神 一名大物主神。一名大國主神。一名大國魂神。大和國城上郡大三輪者。是神也。

と四種の名称を列挙し、『旧事本紀』も亦、

大己貴神 亦名大國主神。亦名大國玉神。亦云頭見國玉神。亦云葦原醜雄神。亦云八千矛神。

と八つの称号を記載していることよって明らかである。

今、それを各書の本文、異伝等の記載の上から整理してみると、

三 谷 栄 一

(1) 大国主神(紀・古語拾遺)、大國主命(新撰姓氏録)

(2) 大己貴神(紀・古語拾遺)、大己貴命(紀)、大穴牟遲神(紀)、大穴牟遲命(新撰姓氏録)、於保奈牟智神(延喜式)、於保奈牟智

(万葉)、大汝神(風土記)、大汝命(風土記)、大汝(万葉)、大穴

持神(延喜式)、大穴持命(風土記・出雲国造神賀詞・延喜式)、大

穴道(万葉)、大名持神(延喜式)

(3) 葦原色許男神(紀)、葦原色許男命(紀)、葦原醜男(紀)、葦原

志許乎命(風土記)、葦原志挙乎命(風土記)

(4) 八千矛神(紀・紀)、八千戈神(紀)

(5) 大國玉神(紀・延喜式)、大國魂神(紀・古語拾遺・延喜式)、大國

魂命(風土記)

(6) 宇都志国玉神(紀)、頭國玉神(紀)

(7) 大物主神(紀・古語拾遺)、大物主命(新撰姓氏録)

のようになる。こゝに注意されることは、名称の分布の数の上からいっても、また、右の紀一書や紀第一の一書を除き、紀本文も他一書も、更には『古語拾遺』『旧事本紀』の基本名称を見ても、いずれも「オホナムチ」という呼称であって、「大国主神」の名のもと

に物語が展開するのは実に『古事記』だけなのである。しかもこの数ある称号の由来を説いているのも『古事記』だけであって、『古事記』を見なければ、その称号の起源については何ら知り得なかつたのである。その『古事記』の条に關しては「日本神話と文学」（『歴史教育』昭41・4）に触れたごとく、右のように大国主神の異名の列挙が終わるや直ちに、「故、此の大国主神の兄弟八十神坐しき。然れども此国は大国主神に避りき。避りし所以は、其の八十神、各稲羽の八上比売を婚はむの心有りて、共に稲羽に行きし時、大穴牟遲神に袋を負せ、従者と為て率て往きき」とあつて、こゝから突如として御名を変え、「大穴牟遲神」の名のもとに、兎と鰐の物語が展開する。このように主格の名称を突然変更するのは、この物語が別の物語として存在していたものに継ぎ足されたことを意味するが、物語は更に大穴牟遲命が八十神による死の受難に遭い蘇生すること二度に及び、根の堅州国黄泉訪問となつて、須勢理毘売に求婚する。毘売の父須佐之男命は命を見て「此は葦原色許男と謂ふぞ」といい、また数々の難題を課せられる試練に遭うが、こゝではじめて「葦原色許男」なる異名の由来が紹介される。この難題を無事に克服するや、その時に須佐之男命が呪言して「其の汝が持てる生大刀・生弓矢を以ちて、汝が庶兄弟をば坂の御尾に追ひ伏せ、亦河の瀬に追ひ撥ひて、おれ大国主神と為り、亦宇都志国玉神と為りて、其の我が女須勢理毘売を嫡妻と為て、宇迦能山の山本に、底津石根に宮柱布刀斯理、高天の原に氷椽多迦斯理て居れ。是の奴」という、そこに「大国主神」と「宇都志国玉神」という『古事記』における五つの呼称の更に二つの出所が明らかにされる。この「宇迦の山本に云々」と宮殿を立てて住むようにせよという予言はあとの国譲説話に

照応し、また国譲説話から天孫降臨説話には一貫して「大国主神」の名で呼称されるのであるが、その名称の出所がこの説話から出てくることは注目されなければならない。

ところが『古事記』のこの大国主神の段は、須佐之男命の試練と須勢理毘売との婚姻譚に続く沼河比売の求婚譚となるのだが、こゝでまた突如としてこの神の呼称が一変して、

此の八千矛神、高志の沼河比売を婚はむとして、幸行でましし時、

というふう語り出して以後は「八千矛神」の呼称によって物語は展開する。つまり、こゝには八千矛神という別神の物語が附加されたのであるが、なぜ大国主神の呼称の出所が語られた説話に続いてこの話が挿入されたかといえは、実はこの物語は沼河比売との求婚と須勢理毘売の嫉妬とにからむ四つの歌謡を中心とした「神語」と称せられるものからなるのだが、その一つの歌謡に「八千矛の 神の命や 吾が大国主 汝こそは 男に坐せば 打ち廻る 島の崎々 かし廻る 磯の崎 落ちず 若草の 妻持たせらめ」とある、その中に、「吾が大国主」という語があるからだと思像される。『古事記』はこれに続いて大国主神の子孫や、少名毘古那神との国作り、御諸山の神である所以、それに国譲説話へと語り継がれるけれども、これらはすべて大国主神の名のもとに物語られるのである。もつとも少名毘古那神との国作りの部分だけには、「大国主神、出雲の御大の御前に坐す時」といって、「大国主神」としてははじめながら、そこに出現した少名毘古那神の正体を神産巢日御祖神が教示するところでは、「故 汝葦原色許男命と兄弟と為りて、其の国を作り堅めよ」とのりたまひき。故、爾れより大穴牟遲と少名毘古那と二柱の

神相並ばして、此の国を作り堅めたまひき」というふうにあつて、大穴牟遲、少名毘古那との国作り説話を挿入するため、その時にのみ「オホナムチ」の名称が変わってしまう。これは後述する理由もあつて注目されることだが、そのほかでは、すべて「大国主神」で国譲まで統一されているのである。とにかく『古事記』は別々の神格化した物語を複雑化し立体化しようとして集めたために、一柱の神が御名を五つも所持することになったのであり、その理由を『古事記』の各挿話が、それぞれに説明しているとはいへ、「大国主神」という名において統一しようと試み、皇室神話として重要な天孫降臨の中でも、この御名において一貫して語られていることは注目されなければならない。

ところが大国主神の本拠と通常目されている出雲国の古伝を伝える『出雲国風土記』ではすべて「大穴持命」であり、次いで盛んに活躍される『播磨国風土記』では「大汝命」とあつて「大国主神」という記載は一つも見当たらない。

また紀ではすべて「大己貴神」と書き記して、僅かに系譜の記述の中に、「亦名」として紹介をし、今一つは第一の一書で素戔嗚尊の孫であるという個所に記すだけの二個所に、「大国主神」という呼称の記載が見えるのみであるが、もっとも普遍的なのはなんといつても「オホナムチ」なのである。

さて、この「オホナムチ」の名義については、敷田年治が『古事記標註』や『標註出雲風土記』において「大地持」の義であると説き、地をナと訓むのは「地主」・「地寄帳」「地震」などのナと同じく「地」の訓みであると説明された。日本古典文学大系の『日本書紀』上の補註でも、『大己貴、少彦名』という名称の意味は、大小

二人の国土の主、あるいは土地の主と考えられる。ナというのはアルタイ語系の土地を表す言葉である（五六四頁）といい、この「オホ（大）ナ（地又は国）ムチ（貴）を新たに翻訳してオホ（大）クニ（国）ヌシ（主）という言葉を作り、それに代表させたのである」（五六五頁）といっている。しかし、ナというのがアルタイ語系としても日本古語との関係ははまだ十全ならず、殊に地主や地寄帳の地をナと読むのは意味から附けられた訓で、音ではない。それは中世の名田の主は土地を多く持っていたから名主、又は地主と呼ばれ、また当時の土地台帳には各百姓の名が附してあつたから、地寄帳が名寄帳とも呼ばれたのであり、正しくは地主とか地寄帳なのである（日本歴史大辞典14・一五二頁）。ナイという地震の古語も意味の上から漢語の「地震」に宛てただけで、「地」そのものを単独でナと訓むことはないのである。とにかく、地主や地寄帳という語は、庄園制度になつたなかで、個人所有の中に生じた語であつて、決して古語とはいえない。更に考えなければならないことは、『播磨国風土記』が殊更と「大汝命」という文字で表記し、紀でも「大己貴神」と必ず書くことである。これは『時代別国語大辞典』上代篇に、

ナムチは己貴の表記が示すように、汝^ナ貴^{ムチ}であり（君貴^{キムチ}という語も平安時代の例に見える）、本来は後世のように目下のものへの呼び掛けではなく、……「汝、貴いもの」の意で名づけられたものかと思われる。

と説いているように、「汝」とか「己」という親しいものに用いる二人称を含み、ムは「身」から出ており、チは靈威を意味するかから、「私の尊い神靈よ」と、親愛を籠めて祈る言葉から転じて神の

意となったのである。祈る言葉がそのまま対象の神とか人物の名称となったことはよくある。神々を拝するのに「あゝとうと」（巻岐）、「あゝとうとうさま」（肥前北松浦郡大島）、「あゝとうだい」（南部三戸郡、陸前気仙郡）、「あつとだい」（陸中釜石、羽後北秋田郡）、「あつとだいかみさま」というふう祈るし、西南の沖永良部島では「あゝとうと、あゝとうと」沖繩では、「うーとーと」「あーとーと」と念唱する地方が現在も多く残っているが、それがやがてその対象物を意味し、「あとうさん」といえば多く「お月様」を指すが（長崎市、和歌山市、伊勢山田市、羽後土崎・河辺郡）、羽後河辺郡や佐賀県などでは神にも仏にもいい、羽後山本郡岩川では太陽を「あつとさま」といい、同じく種沢では雷を「あと」といつている。喜界島では巫女のことを「あーとうとー」といつているが、一方に「巫女」を指す「ゆた」という語も存しているから、「あーとうとー」は祈る言葉から対象を指すようになったことは確かである。オホナムチとは、あゝ偉大な尊い神の義で、ムチに意があるといつてよい。これと「尊」と同語とみてよいのではなからうか。とするならば、当時では産土的な土地の神としか考えられない。我が住む土地を開拓してくれた地霊神の意となる。また『日本書紀』第二の一書に「大己貴、此云ニ於褒姒娜武智」と注し、また『古事記』・『旧事記』には「大穴牟遲」と書き『出雲国風土記』・『出雲国造神賀詞』・『延喜式』などでは大穴持と、「穴」という文字で表記しているからオホナムチともいわれたことがわかる。勿論「大」は美称、ムチは大日靈貴・丹波道主貴・海北ノ道中ノ道主貴の「貴」で尊貴の意があるとするれば、アナの「婀娜」は、『古語拾遺』に「婀娜於茂志呂古語事之甚切、昔、称阿那」と注する阿那に同じく、讚嘆の意であるに違

いない。「穴」と表記したのも、『万葉集』巻八の「波の上ゆ見ゆる小島の雲隠り穴気衝え（あな息づかし）相別れなば」と用いられていると同様に、感動の詞で、これからいつても「あゝ偉大なる神よ」の意で、「我等の尊い神よ」と同一といつてよい。したがってオホナムチには開墾とか農耕説話が多く、何か土地を作成するといふイメージが必ずといつてよいほど附随している。冒頭に記した『日本書紀』一書の七つの名称列举の中にも、ことさらと「国作大己貴命」とあり、『出雲国風土記』にも『所造天下大神大穴持命』といわれているように、またその「作る」形容を「五百つ鉏の鉏猶取り取らして」（『出雲国風土記』意宇郡、出雲神戸の条）とあるごとく、開墾や国土造成をなす地祇と考えられていた。したがってオホナムチは出雲国の神と固定していたわけではない。つまりオホナムチは当然どこの土地にも「我が尊い土地神よ」といつた神として存在したはずである。

二 大穴持神と大国魂神

それ故にオホナムチは播磨国にも活躍するし、万葉集巻六に「大伴の坂上の郎女が筑前国宗形の郡名児山を越ゆる時」に作った歌として、

大汝少彦名の神こそは名づけそめけめ名のみを名児山と負ひて
 (九六三)

のあるところから見れば、筑前でも活躍していたらしい。また巻七の柿本人麻呂の歌の

大穴道少御神の作らしし妹背の山を見らくしよしも

(一一四七)

によれば、妹背山のある吉野でも、国土作成をしていたことがわかる。

ところでこの妹背山を普通は、紀伊国伊都郡（かつらぎ町）で吉野川の下流である「紀の川」をはさんで、右岸に背の山、左岸に妹山のあるものとしているが（沢瀉博士『万葉集注釈』）、この妹背山に直接結びつく大穴持神説話は見当たらない。しかるに、大和国吉野郡における『延喜式』神名帳十座（大五座）のうち、掲載された順は官社に預った順位ではあるが、筆頭から掲げると、

吉野水分神社大。月次

吉野山口神社大。月次

大名持神社名神大。月次

丹生川上神社名神大。月次

金峯神社名神大。年次

の順に見えていて、この郡でもっとも古く官社に列したのは水分・山口の両社、つまり水の神、山の神であったことがわかる。大和国は周囲が山に囲まれているだけに山口神社が多く、聖地たる山をその入口において祭つたらしく、添上郡に「夜支布山口神社」、平群郡に「伊古麻山口神社」、葛上郡に「巨勢山口神社」「鴨山口神社」、葛下郡に「当麻山口神社」「大坂山口神社」、吉野郡には前記の「吉野山口神社」、城上郡には「長谷山口坐神社」「忍坂山口坐神社」、高市郡に「飛鳥山口坐神社」「畝火山口坐神社」、十市郡に「石村山口神社」「耳成山口神社」、それに山辺郡に「都祁山口神社」等々極めて多いのであるが、水系の関係もあつてか、水分神社と共に祭祀されているのは極めて少く、葛上郡に「葛木水分神社」、山辺郡に「都祁水分神社」を数えるだけである。しかも官社に預った郡における

順位を示す筈の郡の筆頭に、水分・山口両社が並んで列記されているのはめずらしく、それだけに、吉野郡の官社の創設は他に比較して新しいことをにおわせるのである。

さて吉野地方は『万葉集』を見ると、この地の歌が、天武天皇の御製をはじめとして驚くほど詠まれていて、実に六十首を数える。

これは天武天皇をはじめ、持統・文武・元正・聖武という、元明天皇を除いた五代に亘る天皇の吉野行幸によるものである。特に持統天皇の吉野行幸は、その在位の間、三年（六八九）正月から十一年四月にかけて、実に三十一回行なわれているほどである。右の元明をいれて六代の祖ともいふべき持統の夫君、天武天皇が大海人皇子として吉野に籠り、ここを起点に壬申の乱は勃発し、勝利を収めたので、その懐古といえはそれまでであるが、それだけでは割り切れないものを示している。柿本人麻呂が持統天皇の行幸に扈從して、吉野の離宮の勝景に借りて、帝徳を讃嘆して詠みあげた歌に、

やすみしし わが大王 神ながら 神さびせすと 吉野川 激

つ河内に 高殿を 高知りまして 登り立ち 国見を為せば

豊はる 青垣山 山神の 奉る御調と 春べは 花かざし持ち

秋立てば 黄葉かざせり 逝き副ふ 川の神も 大御食に 仕

へ奉ると 上つ瀬に 鵜川を立ち 下つ瀬に 小網さし渡す

山川も 依りて仕ふる 神の御代かも (三八)

の歌にみるように、「登り立ち 国見乎為勢婆」とあつて、人麻呂は特に敬語表現を用いている。これは、『万葉集』巻一冒頭近くに見る舒明天皇の御製に、「天の香具山 登り立ち 国見をすれば」と天皇自身の発言の形をとっているのと同様に、人麻呂の歌でも天皇が国見をなさるのを表現したからである。国見ということは、私

が既に『日本文学の民俗学的研究』（昭35年刊）の「国見と文学成立の基盤」で詳述しているように、国ぼめの一種であって、正月のはじめや、二三月か、田植に先立つ初夏四月頃に行なわれる年中行事の一つで、「岡見」「山遊び」「山見」として今日にも残る民俗と無関係ではないのである。従って、歌の成立もその時期である。持統の吉野行幸も、春と秋が八回、夏九回、冬六回で、月別に見れば、春の一月・二月が六回、田植に先立つ四月から五月が七回、風水害の季節を迎える七・八月が七回となっていることが注意される。ところで、これと合せて考えるべきことは、この天武・持統兩朝の『日本書紀』における記録に、広瀬大忌神と竜田風神とが他の神には見られないほど、毎年に亘り祭祀せられている記事が残されている事実である。初見は天武天皇四年四月からであるが、毎年四月と七月とに、欠かさず両社の祭儀が記載され、『三代実録』にまで及んでいる。その上、竜田風神と広瀬大忌神とは常に連記され、『延喜式』の「四時祭式」にも、四月祭の条に両神の祭祀が列記され、「七月准之」と記載されて共に両神の祭祀が同時に行なわれたことを物語っている。夏四月は田植に先立ち、秋の初めの七月は収穫を左右する稲の開花に当って、穀霊神でもある山の神、水の神に出水難や暴風害を避け、新生の穀物の豊饒を祈禱し祈願したものかと思われる。事実、広瀬大忌神は水の神と考えられているが、その祝詞によれば、祭神は「御膳持たする若宇加能売命（新生する食物の神）」であるといひ、竜田風神も、風の神というよりは、その祝詞には「我が名は天御柱命・国御柱命と御名を悟しまつりて」と見えて、「御柱」と称えられている。柱については折口信夫先生が既に説かれているように、神霊の依代であり、忌柱一本建てることによつて、それが

一つの神の在所と考えられたのであって、神宮の忌柱も、諏訪の社に見える御柱も「やしろ」の源初的な姿であるといわれている。それ故に竜田神も穀霊神の霊を祭る柱とみてよいのであるが、たゞ竜田神は「天」と「国」とに分けて神名としたことで、「天つ神」「国つ神」という觀念による依代という意識と同時に、段階的、階級的に神を思考する思想が既に窺われ、この点からいえば、私が既に述べたように（拙稿「神々と万葉集」「国文学」昭和四七年五月）、天武・持統朝あたりの思考かと思われるから、竜田・広瀬両社の創建はやはり天武・持統の時代ではなかったのか、殊に竜田・広瀬の地は大和国の盆地部から見れば西北の隅にあたり、飛鳥・藤原の宮都からみてまさに戌亥隅の方角に当るのである。私のいう（『日本文学の民俗学的研究』）、所謂祖霊穀霊のまします彼方、霊魂の帰り行く方角に当っているからである。屋敷の中でも戌亥の隅に屋敷神や鎮守を祀ったり榎を植えたりなどするし、その樹に正月様が訪れると信じたいことの痕跡は「隣の寝太郎」や「博徒駕入」の昔話に明らかである。その祖霊が来訪するしるしが強い風であつて、戌亥の方角から吹く風名を、富山を南端として北日本海岸のほとんども全域でタマカゼというのも柳田国男先生が「悪霊の吹かせる風」（『風位考資料』五六頁）の意だと解されておられるのだが、私はむしろ「尊」と祈りつゝしむ祖霊の風だということをも多くの資料から説いているが、いずれにしても霊魂の吹かせる風の意である。また近畿以西に九州にまで広く行なわれ、更に日本海方面でも若狭湾附近まで北上している戌亥から吹く風にアナジ・アナゼがある。アナジ・アナゼのある区域にはタマカゼはなく、この風も柳田国男先生は、アナという驚きをもつて大いに恐れ慎しんで迎えた習慣が、この名称となつたも

のかと推定されるように、やはり祖靈の乗って来訪する風である。竜田風神もこの思考に基づき、祭祀を受けないと災をなし、怖れ慎んで祭祀に従事すれば祝福をもたらしてくれると信仰されて、こうした方角と風に対する基盤に支えられ、天武・持統の時代に創建されたと思われるのである。

更に注意すべきことは、広瀬大忌祭の祝詞においても竜田風神祭の祝詞においても、共に次のような類似した語で結ばれることであるが、

天の下の公民の取り作れる奥つ御歳（穀物のみのり）を、悪しき風、荒き水に相はせたまはず、汝が命の成し幸はへたまはば、初穂は汁にも頼にも、厩の上高知り、厩の腹満て雙べて、横山の如くうち積み置きて奉らむと、
（広瀬大忌祭）

天の下の公民の作り作る物を、悪しき風、荒き水に相はせたまはず、皇神の成し幸はへたまはば、初穂は、厩の上高知り、厩の腹満て雙へて、汁にも頼にも、八百稻・千稻に引き居置きて、秋の祭に奉らむと、
（龍田風神祭）

という詞の中に両神が共に携えて風や水害から守り、穀物のみのり豊かなことを成就させる神であることを意味している。また前記した山口に坐す神々、水分の神々はいずれも多く大和川水系の河川に關係している。従ってこれらの神々もまた大和国内の風水の安泰を司る神々といえるのである。それ故に、それらの統率する神として広瀬大忌祭と竜田風神とが飛鳥藤原地方からみて戊亥の隅に創建されたのではあるまいか。従って両神社の創建は平城京に遷都する以前、宮都がまだ飛鳥・藤原京にあった時代にかゝるものでなければならぬ。また山口に坐す神も、水分に坐す皇神もまた広瀬大忌・

竜田風神両社とほぼ同様に天武・持統朝に成立したのではないかと推定している。それというのも山口に坐す神社が祈年祭などで掲げる方法が、飛鳥からはじまり、石村、忍坂、長谷、畝火、耳無と飛鳥の京から香具山の東方の十市郡の石村、磯城郡初瀬川の左岸にある忍坂山、更に初瀬川に臨んだ長谷の山口、そして高市郡にある畝火、藤原の京の北方にある耳無山で都を中心に左廻りに並べている。これは『延喜式』や古風土記の郡の並べ方とイザナギの廻り方と同じく左廻りである。山口神に続く水分の皇神についても同様で、東西南北における水分の神を吉野、宇陀、都祁、葛木の順に列記されているが、これも飛鳥京を中心に南から東、東から北へ、そして西へと大和川の水源の神を祭る山々を左廻りに並べたものといえるから、山口神社も水分神社もいずれも飛鳥時代に創建されたものとみることが出来る。たゞ吉野における水分・山口両社は大和盆地における大和川関係ではなく吉野離宮に近く流れ込む象川の清流のほとりにあつたらしいから、天武・持統朝における両天皇の行幸などを背景に、この地方の開拓のために創建されたものと考えられるのである。それ故に『延喜式』神名帳掲載の官社に預った筆頭が、前記のように吉野水分神社、次いで吉野山口神社であることは、吉野地方の開拓が、天武天皇以来の御尽力によるものといえるのではあるまいか。

それに関連して注目されるのは、その吉野郡で神社列記の第三番目に官社に列している大名持神社の存在である。恐らく水分・山口両神社について創建されたものと思われるのだが、清和天皇貞観元年正月甲申には、吉野水分神は従五位下から正五位下に、吉野山口神も同じく従五位下から従五位上に、丹生川上神は正四位下から従

三位に、金峯神は従三位勲八等から正三位を授けられている。これに対し大名持神は従一位から正一位を授けられていて、朝廷から、この地方きつての、もつとも高い尊崇を受けていたことがわかる。ところで『延喜式』の臨時祭式には、吉野水分・山口兩神社は見えないが、

大名持御魂神社 一座
丹生川上神社 一座
金峯神社 一座

の三神社だけが並んで見える。ただその中で大名持神を「大名持御魂神」とも呼称されていることである。またそれに続く丹生川上神社については、『延喜式』臨時祭の「祈雨神祭」の条の終りに、「凡奉幣丹生川上神者、大和社神主、随使向社奉之」とあり、『類聚三代格』には大和神社神主の大和人成が「別社丹生川上雨師神」と述べているから、倭大國魂神社の別社と考えられていたらしく、狭義のヤマトの出店のように吉野を思考していたことが窺える。そうしてみると吉野郡の大名持神社も、狭義のヤマトの大名持神との関係によるのではないかと推測されるのである。狭義のヤマトでオホナムチといえ、三輪大神の大物主神は大己貴神の幸魂・奇魂だという信仰が『日本書紀』神代上宝劔出現章における第六の一書や『出雲国造神賀詞』に見えることで明らかである。更に『延喜式』神名帳に三輪大神の社を殊更と「大神大物主神社」というように「大神」を冠しており、その撰社である狭井神社は「狭井坐大神荒魂神社」とあって、大神大物主神社は大物主神の和魂、狭井神社の主祭神たる大物主神の荒魂であることを意味しているようである。狭井神社は俗称「華鎮神社」というが、後世のものだが、『三輪

叢書』に所収の『社記』によると、

○華鎮神社

- 四 勢夜多々良比売活玉依姫命也 越氏
- 二左 大物主神
- 一中 大國魂神大己貴命荒魂神 大和神主
- 三右 姫踏躰五十鈴命 高宮氏
- 五 事代主神

とあって、主祭神として齋かれているのは、大物主神でなくして中央の座に見える「大國魂神大己貴命荒魂神」であろうと推測され、また「大倭神社註進状並率川神社記」にも、

別社

狭井神社在大和國城上郡

伝聞、狭井神者、大己貴命之荒魂大國魂神、即当社別社也

日本書紀曰……

相殿神四座

大物主神

伝聞、大物主神者、大己貴命之和魂也。神代卷曰、……

媛踏躰五十鈴命

勢夜多(多)良比売

古事記曰……

事代主神

神代卷曰、

延喜式曰、三月鎮花祭二座大神社一座 狭井社一座

付三祝等二令供祭。又曰、不定日者、臨時扱日祭

大神祝部者大三輪 狭井祝部者大倭直等也

等と見えていて、主祭神は大己貴神の荒魂で、しかも「大国魂神」と理解されていたことがわかる。更に、これらの記事からみると、大神神社^{おほみわ}祠官側においても、狭井社の祭神について承認していたことがわかり、それだけに一概にこれら祭神説を否定することは不可能であつて、狭井社の祭神五座を考える何らかのこうした伝承が古くからあつたことを思わせるものがあるといえる。『社記』には主祭神「大国魂神大己貴命荒魂神」には相当の神職として「大和神主」と明記され、「大倭神社注進状^並華川神社記」には、上記のように「大神祝部者大三輪、狭井祝部者大倭直也」と註記している。つまり『神名帳』によれば、狭井神社の主祭神は大三輪神である筈の大物主神でなければならぬのに、狭井神社の神職側からは大国魂神と考えられ、大己貴神であると思考されていたことがわかる。大和国で大国魂神が祭られる社といえは、いうまでもなく山辺郡にある「大和坐大国魂神社」を指し、その神を斎くのは大和直であることは記紀に明らかであるにかゝらず、大和直は三輪氏のもので、一面では大己貴命荒魂神の祭祀に従事していたことがわかるのである。荒魂は能動的な神霊と思われるのだが（別稿「大物主神の性格」参照）、前記したように、「吉野丹生川上雨師神」も大和神社の神主倭直が祭祀しているごとく、また倭直は大神神社^{おほみわ}の撰社狭井社の主祭神大己貴神をも祭祀していたように、その倭直が本来祭祀する大倭坐大国魂神社をして、朝廷の占有の権威と守護のために、各地に勧請させたのではなからうか。古代人は土地にも地域ごとに精霊が存在していると考えていた。その地域を完全に領有するためには、その土地の精霊^{II}国魂をしっかりと掌握しなければならぬと信じられていて、大和国の大国魂神を各地の地霊を把握するように派遣しようと

する思考が、ある時期に存在したわけである。それ故に淡路国三原郡には『延喜式』に見える「大和大国魂神」が勧請されたらしく、阿波国美馬郡にも、「倭大国玉神」が勧請されたことが『延喜式』に見えるし、このように、京畿近い各地に「倭大国魂神」が勧請されているのである。従つてこの倭大国魂神は、山辺郡にある「大和坐大国魂神社」の祭神というよりは、同じ倭直の祭祀する三輪神のもとの国作りなす大己貴命^{II}倭大国魂という意識が、こうした勧請をもたらしつたのではあるまいか。それが「大和なす大物主」と結び、大物主神^{II}大己貴命^{II}倭大国魂神といった信仰的傾向を生じ、『万葉集』の巻五で、山上憶良が遣唐の大使に贈った歌の中に「神代より言ひ伝て来らく、そらみつ倭の国は、皇神^{すめみかみ}の厳しき国、倭の大国^{おほくにみたま}霊、ひさかたの、天の御空ゆ、天翔り、見渡し給ひ」（八九四）と詠われるほどに、大和大国魂神が特に我が国の代表として、遠く旅立つ人の身の上をも守護するという思考までも生じていたのである。

さて吉野の地には、右のような大国魂神の能動的な面の信仰から大名持神社が創建され、この地方を作り固められるようにと勧請されたのであろう。天武・持統天皇の御二人によって勧請されたが故に吉野行幸の折には、そこで天皇の国見行事が行なわれるほど、朝廷の手厚い崇敬を受けるようになったのではあるまいか。それ故に、『延喜式』の神名帳には「大名持神社」（名神大。月次・新嘗）とありながら、臨時祭の条では「大名持御魂神社」という名称をもつ所ではなからうか。播磨国宍粟郡の『延喜式』神名帳に見える「伊和坐大名持御魂神社」も、かゝる意味で勧請されたものであろう。それはともかくとしても、吉野における大名持神社は『万葉集』巻七

の柿本人麻呂の歌に見える妹背山に鎮座している。妹背山は吉野離宮近い宮滝の北西、吉野離宮のほゞ戌亥の隅に当る地である。つまり天武天皇は、離宮附近のアキツ野で戌亥隅の大名持神を祭祀し、国見を行ない、この地の開拓と豊穰とを祈願されたに相違ない。

このように大持名神は開拓開墾の神として各地に勧請されていたのであつて、葛城(葛上郡『延喜式』神名帳)に巨勢山口神社、葛木水分神社、鴨山口神社と並んで、そのあとに、大穴持神社が官社に列して見えるのも、天武・持統朝にこうした勧請が行なわれたためではなからうか。このように大己貴神は、広範圍に亘つて、当時の日本を作り固めなす神として信仰された。それ故に「大和なす大物主神」(この酒は、我が酒ならず、大和なす、大物主の醸(か)みし酒。幾久、幾久。一崇神紀)と習合していった理由も首肯されるのである。そしてオホナムチが地霊的な意義をもつだけに、その土地の国魂とも習合し、さらに地方地方に、その靈威を示す各国々の国魂として、恐らく国郡制定の折、国造の家々の奉祀するオホナムチの地霊が祭祀されるようになったのではあるまいか。従つてオホナムチの神は「大和なす大物主」とも、また、「倭大国魂神」とも近接、同一視されて考えられていた時期があつたのではなからうか。それ故に大己貴神が冒頭に記したごとく、別名を「大国魂(玉)神」とか「宇都志(現し)国玉神」という「国魂」と呼ばれた所以がわかるのである。

三 大国主神の成立とその子孫

さて、「大国」とは『播磨国風土記』印南郡、大国里の条に「大国と号くる所以は、百姓の家、多く此に居り、故、大国といふ。」とあるように、百姓の居住し生産し得る土地で、その靈力が国魂で

ある。それが土地や人口の大小により、普通、郡村島単位は「国魂神」として祭祀され、大国魂は「水主坐山背大国魂命」(延喜式、山城国久世郡、大社)。「大和坐大国魂神社」(同、大和国山辺郡、大社)。「伊勢国多気郡」大国玉神社」(延喜式)、「尾張大国靈神社」(同、尾張国中島郡、大社)、「陸奥国磐井郡」大国魂神社」のごとく、伊勢、陸奥のを除き、全てその国名を冠して呼ばれ、それ／＼一國全域を守護する地祇を意味していたと思われる。ことに倭大国御魂神は崇神天皇の祭政分離以前においては、天照大神との二柱が宮中に並び祀られていたといい、こゝに、天皇国家としての、天皇家の天照大神信仰と国郡制度が確立した後の一國全域を守護する地祇の一つとしての、倭大国魂神とが並記されていたことは注意すべきことである。

それは、山城国水主に坐す山背大国魂神も、同じく水主に坐す天照御魂神と共に月次、新嘗祭に預る他に相嘗祭にも預るといふ特別待遇を平安時代になると受けていること(延喜式)と並んで、宮廷所在地の地霊が尊崇を受け、朝廷の信仰に吸収されていたことを暗示している。ある土地を守護する神は、その土地の人々の祖靈であり、土地霊である。その土地霊に対しては、土地の人々は明瞭な神の名称をもたなくとも、「我が尊い神よ」という意識のもとに称えた。それが前述のごとく、オホナムチの神の呼称を生んでいったのであつて、それ故に、オホナムチは、別段出雲の国の神というよりは、どこにでもあります開拓・開墾の神であり、土地の統治者というイメージが強いのである。

ところで、『新撰姓氏録』をみると、不思議なことに大穴牟遲命の子孫というのは、「未定雑姓」の左京の条に、

野実連(のみのむらじ) 大穴牟遲命の後といへり。未だ詳ならず。

と見え、撰津国地祇の条には、

長公 大奈牟智神の児、積羽八重事代主命の後なり。

と見えるが、『新撰姓氏録』には、畿内でも柿本人麻呂に歌われるほど著名な、この大穴牟遲命の子孫と称する氏族は、他には見当らず、右の氏族とても有力な家柄では決してない。出雲国でも、オホナムチの子孫と称するのは僅かに『出雲国風土記』に出雲の神というよりは和国葛城の神であるアヂスキタカヒコの命が「大神大穴持命の御子」（仁多郡三沢郷）と見えたり、「所造天下大神命の御子」（意宇郡賀茂神戸、神門郡八野郷）と見えるだけで、土着の神でオホナムチの子孫と称する氏族は一つも見当らない。勿論、出雲国造出雲臣もまた、オホナムチの子孫と称してはいないことはいうまでもない。つまり、この神は「わが尊い神よ」という唱え言葉が固有名詞化したに過ぎないからである。元来は出雲平野開拓の連合政体の共同祭祀の神であって、特定の氏族に結びつかなかったのである。これに対する「大国主神」の子孫と称する氏族もまた不思議なことに出雲の国には全く発見出来ず、『新撰姓氏録』でも大和国の地祇の条に、

大神朝臣。素佐能雄命の孫、大国主命の後なり。初、大国主

神、三島（撰津）溝杭耳の女、玉櫛姫に娶ひたまひき。夜の未曙に去りまして、曾に昼到まさざりき。是に、玉櫛姫、芋を積み、衣に係けて、至明に、芋の随に尋覓きければ、茅渟県の陶邑（河内国、後の和泉国）を経て、大和国の真穂の御諸山に指れり。還りて、芋の遺を視れば、唯、三縈のみ有りき。因れ、姓を大三縈といへり。

賀茂朝臣。大神朝臣と同じき祖、大国主神の後なり。

大田田禰古命の孫、大賀茂都美命 一名大賀茂足尾、賀茂神社を齋き奉りき。

和仁古。大国主神の六世の孫、阿太賀田須命の後なり。

と見え、撰津国地祇の条にも、

鴨部祝 賀茂朝臣と同じき祖、大国主神の後なり。

神人 大国主命の五世の孫、大田田根子命の後なり。

神直 上に同じ。

と見えて、いわゆる鴨君と大三輪（神）君との一族のみが大国主神の子孫であることであり、その他には、『新撰姓氏録』右京神別下地祇と河内国神別地祇とに、

（右京）宗形朝臣 大神朝臣と同じき祖、吾田片隅命の後なり。

（河内国）宗形君 大国主命の六世の孫、吾田片隅命の後なり。

とある宗像君で、これまた大和・河内の雄族であって、実に大国主神の子孫と称するのは、『新撰姓氏録』では、これですべてであるのだが、尽くが「君」族であって、大王（天皇）に対する「王」として最後まで保守した豪族であり、しかも撰津・河内を本拠地としてたとみられることである。宗像氏（宗形）は本来筑前国宗像郡の宗像の三女神を齋く九州の豪族でありながら、大和・河内国などに在住し、大国主命の子孫と称していたのである。京在住の宗形氏は宗形朝臣を名乗っているが、河内在住のは古称の「宗形君」をそのまま称し、また大和国在住の大神朝臣・賀茂朝臣も、その本拠はそれぞれ大和国にあったにかゝわらず、何故かその居住の中心が、撰津にあったことは、その氏族の出自を語る物語を通じても明らかである。つまり大神朝臣・賀茂朝臣も共に同祖とも撰津国三島の地に深い関係を示している（別稿「大物主神の性格」に詳述する）。

摂津国三島県は、国郡制置の当初、島上郡と島下郡に分割されたが、『延喜式』島上郡の条には「三島鴨神社」と「溝咋神社」とが並記されている。これによって三島の地に葛城一族が居住し、そこに葛城鴨の神が鎮座していたことは明らかであるし、前記「鴨部祝」がその祭祀に預っていたのであろう。また「溝咋神社」は大神朝臣の条に記載された物語からみて、その地に大神一族が居住し、大三輪神を鎮座し、「神人」「神直」等がその祭祀を守りつづけていたことと思われる。つまり三輪王朝没落後、河内王朝の人質となつてこの地に移されたものか、或は自らが新天地を求めてこの地に移住したものか、とにかく両氏族は摂津河内に居住し、大阪平野の開拓に従事していたことは間違いない。たゞ気にかゝることは鴨氏は「三島鴨神社」という鴨を呼称して神を奉祀しているのに対して、大三輪氏は敢えて土地の名称に変えて「溝咋神社」と称しているらしいことである。大神の神の御名を伏せたところに、三輪王朝が河内王朝に併呑されたことを意味するのもかも知れないし、それ故に、崇り神となり、再び大和の三輪の地の祭祀を復興させる説話を生んだのかも知れない。

ところで、ほど同じ地域に両氏族が居住していたらしいことは、右の事情から明らかであるが、それだけに両氏族は、大和入りして、大和を征した河内政權に抑圧されたことが想像されるのである。両氏族は言うまでもなく、その本拠は大和盆地を挟んで、東に西に勢威を張っていた氏族であり、勿論その祖先を異にし、信仰対象の神も異にしていた筈のものである。それが摂津の三島という地に、ほど近くに居住し、大阪平野の開拓を共同して行ない、そして河内王朝によって奪われた勢力を挽回しようと協力していたものらし

い。従つて信仰対象の神を異にする両氏族が、開拓、開墾の守護神として、共同に仰いだのが「大国主神」であつた。

「大国」という意は、既に触れたように『播磨国風土記』の印南郡の「大国里」の条に、「大国と号くる所以は、百姓の家、多く此に居り。故、大国といふ」と見える意と全く同じく、大国主神というのは開拓され、多くの人々が居住し、その共同の地霊神として思考されたのであつて、大国の国主という意味で、それ自身は神霊を意味する語ではなく、人格神的な面が強い。それだけに新しい神觀念といえる。

さて摂津河内地方には、西国から移動し居住して開拓に従事した氏族も少なくなかつたらしい。九州の雄族宗像氏も、摂津に到り、この河内国に居住し、開墾に従い、勢威を握つた氏族であつたらしい。その氏族も開拓開墾に従事した故か、また大神・鴨両氏族と協力していった故にか、同様に大国主神をその祖神と仰ぐようになつてしまつたのである。

またこの河内地方には、出雲氏やその系列の土師氏が、古くから勢力を握っていたらしく、その出雲氏系も土師氏もその信仰するオホナムチの神を、この大国主神と習合させ、摂津河内の大阪平野開拓開墾の共同の守護神を大国主神に求め、オホミワ（大神）Ⅱ大国Ⅱオホナムチの関係が成立していったのではあるまいか。

元来出雲国のオホナムチも別稿で述べたように（出雲神話の生成）出雲臣が穀霊である奇御食主命熊野大神を、大和朝廷の戌亥隅信仰を奉祀すべく、出雲国意宇郡において祭祀していたのに、後に杵築を舍む簸川平野北部の開墾の発展と共に、開墾の神として平野開拓の諸氏族共同の神として信仰されていたオホナムチの神がクローズア

ップされ、出雲国の版図が西方に延びるにつれ、大和朝廷の戊亥隅信仰はさらに戊亥隅を求めて杵築に、オホナムチを祭祀する杵築大社が建立され、意宇郡大領の重職にありながら出雲郡に向向していた出雲臣も結局は杵築に移住してしまったと思われるのである。オホナムチは、前記の如く、「おゝ私の尊い神靈よ」と開拓開墾の成功を祈る素朴な信仰対象であった神への唱え言葉であった筈なのに、その簸川に臨む出雲平野が発展し、前記の意味での「大国」として繁栄すると、その土地を守護するイメージが強くなり、「宇都志国玉神」「顕見国玉神」「大国玉神」とも考えられてくる。こゝに大国玉神⇨大国主神として習合しても来たたのであろう。

元来、「大国主」という語は、前にも触れたごとく、大国の国主という意味で、それ自身は神霊を意味する語ではない。しかしオホナムチが「身」という人格神と「霊」という神霊性を保持していたり、大国魂神が大国の地霊を意味していたのが信仰を失い、人格神的な面を強め、祖神説話の主人公になってくるに従い、そうした神霊性を失って「大国主」という名称をもつ神に統一されていったと考えられる。大神・鴨・宗像という古代豪族が摂津・河内という大阪平野の開墾に従事し、それ／＼が「我が尊い神靈よ」祈っていたオホナムチ的な祈りの称呼語が、その土地の繁栄と共に、その土地を守護するイメージに換えられ、「大国玉神」的な名称となり、更に「大国」の「国主」という意識を氏族が懐くようになって、人格神的な神を大神・鴨・宗像三氏族は共通の祖神と考えるようになったのではあるまいか。そして、『古事記』に見えるように宗形氏は九州のイメージをもちながらも、『古事記』には、

かれこの大国主の神、胸形の奥津宮に坐す神、多紀理比売命を

娶りて生める子は阿遲鉏高日子根神……此の阿遲鉏高日子根神は今、迦毛(葛城鴨)大御神と謂ふぞ。

ともみえてオホミワ(大神)⇨大国⇨宗形⇨鴨との関連説話を生ずるように、難波の地でかゝる宗像神話が形成されていったのではあるまいか。これらの事情を総合するとき、大国主神という名称は出雲の地で誕生したものというよりは、難波の地の大三輪・鴨・宗像氏など豪族の間に共通の神として生成していった後世的な神名ではなかったかと思われるのである。それ故にこそ、大国の地霊性を失った「大国主」という名称をもつ人格神が成立したのである。

さて『古事記』において、「大国主神」が主人公となるのは、『古事記』が『日本書紀』に比較して物語性の強い作品であることを想えば、当然のことである。一方、『日本書紀』は正史として正確さを求め、大己貴命を主人公としており、土地の開拓や経営を主題としている。これに反し、『古事記』における大国主神は、婚姻譚をテーマとしており、稲羽の素戔のとき、『古事記』独自の説話も、この話は東南アジア全体に広がる説話で、それ自身では特殊な意味をあまり明瞭に示していない説話であるが、別稿「出雲神話の生成」(実践女子大学紀要第十二集)で論じておいた通り、出雲族でもその一族の土師氏のもつ説話と認められ、難波・河内の土師氏にも伝えられていたものが、『古事記』に採用されたのであろう。『古事記』のプロットの上からいえば、八上比売を兄弟の八十神の懸想人達に対し、大国主神がうち勝って結婚できたという婚姻譚の中に組み入れられており、そういった意味づけのために『古事記』に吸収され挿入されたものと思われる。

その『古事記』への挿入も、出雲の土師氏でなく、河内の土師氏

の伝承によつたものと思われるのである。

天武天皇は、大海人氏に養育され、大海人皇子と称せられたことは、天皇の崩御の朱鳥元年九月殯宮で、誄を奉るが、そのまづ先に大海宿禰菖蒲が壬生の事（天皇幼児時代の養育のこと）を誄として申していることによつても明らかだが、栗田寛博士は『職官考』で、

一、几海連、亦阿曇氏ノ族ニシテ海人ヲ掌ルモノ也、姓氏録撰津
 ニ、几海連、安曇宿禰同祖、綿積命六世孫小椋梨命之後也トミ
 ユ、同国住吉郡大海神社アルハ、其祖神ナルベシ、几ト大ト相
 通セリ、大海ヲ氏ニ負フトキハ、海人ノ長ナリシ事明カナリ。
 と説かれているように、大海人氏は安曇族の海人の一方の宰領であ

古代日本における神代感の生育

つたことは明らかであり、天武天皇十三年十二月阿曇氏達と共に「宿禰」を賜わっている。本拠は摂津国住吉郡で三島県とは近く、そこで養育された大海人皇子は、恐らく「大国主神」の信仰や物語を熟知されており、幼時より耳慣れて成長された物語であつたのではなからうか。それが『古事記』には反映して、正史『紀』には採用されない大国主神の物語が、天皇の後宮において伝承されていたのではあるまいか。『古事記』が物語的であり、後宮的であることは、既に私がしばしば述べて実証されているが、「大国主神」という名称自体も、後代的な、そうした物語的な傾向を示すものであると考えられるのである。

賀 古 明

考する。ここには、したがって、「神」の「歴史」——「神代感」はない。

「神代」と、「神」の顕在についての認識思惟とは、明確に区別さるべきものである。「神」の顕在を思惟することは、そこに、永遠の過去から、永遠の未来へ、常在する、人智を超越する、最高の唯一の神秘能力の認識であり、その唯一最高の神秘能力を「神」と呼ぶ。この認識は「神」を、唯一にして、永遠の全能なる能力と思

しかし、記・紀にある「神代史」は、神武を初代とする「人世代」の祖代を伝え語るものとして、神代史は、構考され、史的記述順として、「神代史」は「人世代」より以前に置かれる。しかし、思考過程としては、「人世代」に立脚して、その後、に、「神代史」は発考されている。したがって、日本の「神代史」は、「個」が、